○宮　内　庁

六　令和三年新年祝賀の儀を行われる件　一　六

○国家公安委員会

五四　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一一　三

国家公安委員会、総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一　租税特別措置法施行規則第五条の六第十一項第一号に規定する試験研究機関等の長等の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件　二八277　五〇

国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省

二　移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する件　二五275　六二

○個人情報保護委員会

一二　認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の一部を改正する件　九256　五一

一三　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する件　二八277　五二

一四　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する件　二八277　五二

一五　個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等の一部を改正する件　二八277　五三

○金　融　庁

五三　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　三　一

五四　銀行法第五十六条第十三号の規定に基づき、登録が失効した電子決済等代行業者を告示する件　一一　四

五五　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一五　三

五六　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　一八265　九六

五七　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二二　二

五八　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項第五号及び第十三項第五号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十二項第五号及び第十三項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の十又は第二十一号の十一に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件の一部を改正する件　二五275　七五

○金融庁、法務省、財務省

八　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　三252　一

○消費者庁

九　健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件　二八　八

○総　務　省

三六八　郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令第二条第一項及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第三条の規定により読み替えられる改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の二第九項に規定する総務大臣の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件　一　六

三六九　東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件　一　七

三七〇　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針　一250　四一

三七一　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第二十八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示する方法を定める件　一250　四三

三七二　計算担当機関の代表者の氏名の変更に関する件　七　二

三七三　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件　九256　五六

三七四　特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件　一〇258　一五

三七五　端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める等の件の一部を改正する件　一〇258　一五

三七六　電波法施行規則第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づくデジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一〇258　一五

三七七　無線設備規則第四十九条の八の二第一項第一号イただし書等の規定に基づく時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件　一〇258　一七